

# 教会が土地・建物を処分する場合は？

法人実務のしおり

／宗教法人課



## 法人事務を上手にすすめる6つのポイント！

### ① 責任役員会を開催します

責任役員会議で全員の同意並びに直属教会代表役員の同意を得ます。（会議録・同意書を作成しておきます）



### ② 本部（表統領）の承認を得ます

基本財産（一部）処分承認書を教務支庁を経由して本部・宗教法人課へ提出します。願書の書式は教務必携をご参照ください。



### ③ 公告をします

10日間以上（公告の最初の日と最後の日は日数に入らないため実質的には12日）教会の掲示板に掲示します。（公告証明書を作成しておきます）



### ④ しばらく期間を置きます

公告終了後、一カ月間の期間を置きます。



### ⑤ 売買契約を結びます 〔土地建物を売却する場合〕

売買契約書には代金の支払時期や方法、土地・建物の引きわたし時期や方法、登記の時期が記されています。これらの内容を十分確認してください。



### ⑥ 処分を実行します

売却、取毀ち等の処分を行います。

- ・売却 —— 所有権移転登記を行います。
- ・取毀ち —— 建物滅失の登記を行います。

## なぜ公告するの？

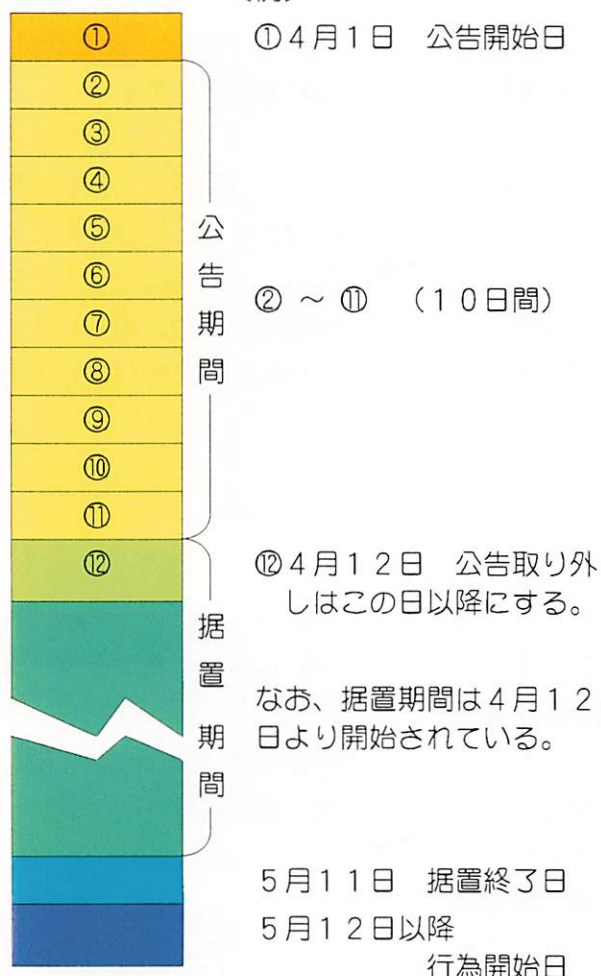
宗教法人の運営のなかで、教会が借入れや担保提供をしたり、財産（土地・建物）の処分や境内建物の新築等、重要な行為をしようとするときは、その行為の内容の趣旨を事務所の掲示場に公告することが定められています。

これは、重要な行為については、責任役員会議だけの意思決定でなく、信者その他利害関係人にも周知することを目的として、両者の意思の疎通を図るために行うものです。

また、信者その他利害関係人から異論が出た場合は、責任役員会議で十分検討して、賛成を得られるよう努力するべきでしょう。

## 公告の期間は？

〔例〕



※但し、吸収合併等の公告は、2カ月の据置期間が必要となります。

## 教会移転に伴う処分願は？

教会移転等にもなう基本財産処分願の承認は、教会移転願の理のお許しに基づいて承認されることになります。

やむを得ず処分が急がれる場合であっても、理のお許しをいただく前に、売買契約、所有権移転登記をすることは許されません。特に御目標様がお遷りいただく前に、所有権移転登記をすることも許されません。



## 財産処分の手続きを怠れば？

宗教法人法では、境内建物もしくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物の処分について、そのための手続きがとられなかった場合は、原則としてその行為は無効とすると定められています。

これは、宗教法人においては礼拝の施設を備えていることがその存立の基盤であり、宗教活動を行うのに欠くことのできないものであるため、規則に定める手続きを怠った場合にはこれを無効として、みだりに不当な処分が行われることを防止して、宗教法人の財産を保全しようとするものです。

## 願書あれこれ

### ・基本財産処分承認願

教会移転に伴う処分等で、教会名義の財産全てを処分する場合。

### ・基本財産一部処分承認願

道路拡張に伴う境内地の一部提供や、境内建物の取壊し等、教会名義の財産の一部を処分する場合。